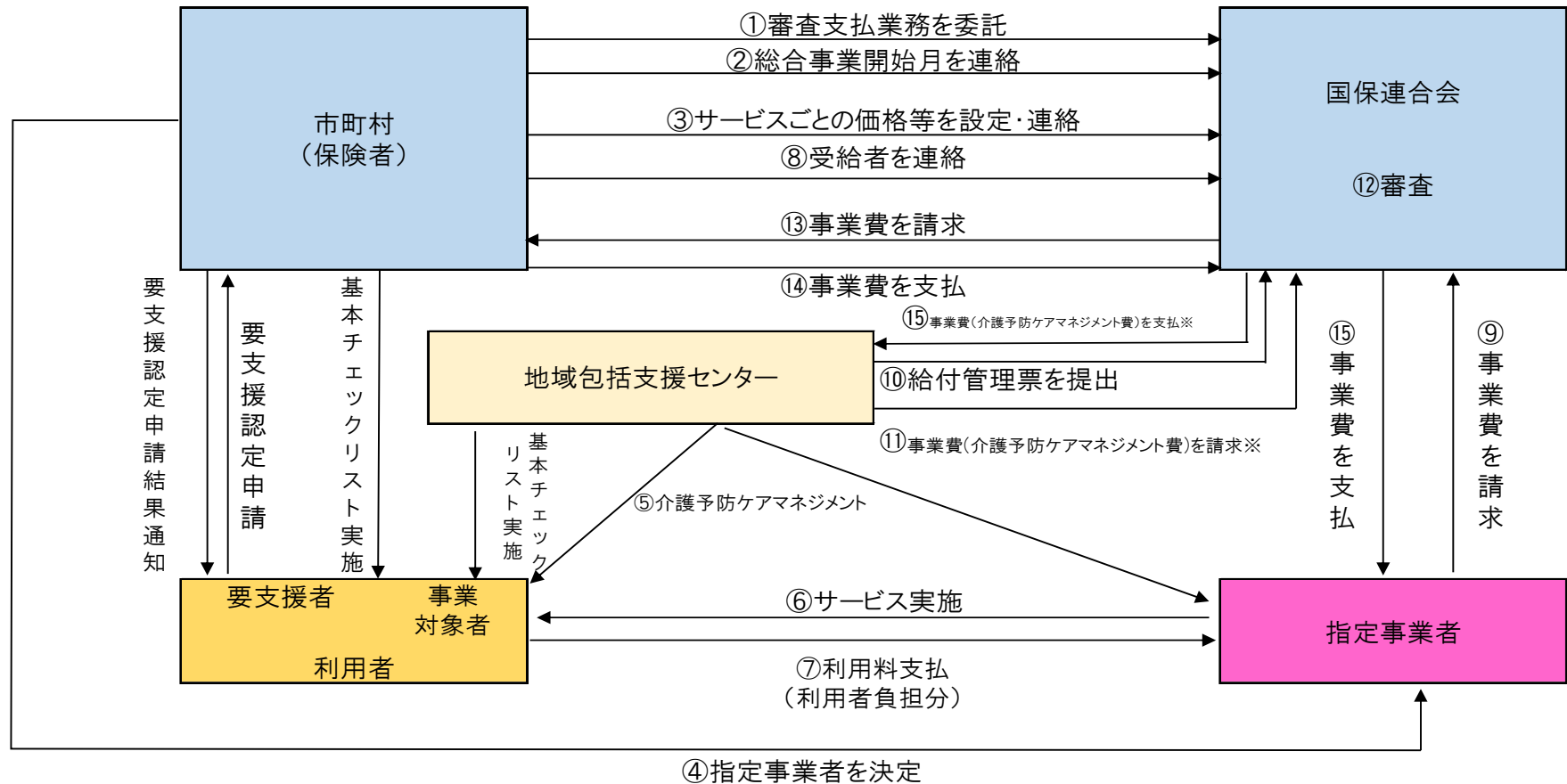


■請求方法について■

☑国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の総合事業の事務処理の流れ（指定事業者が請求する場合の流れ）

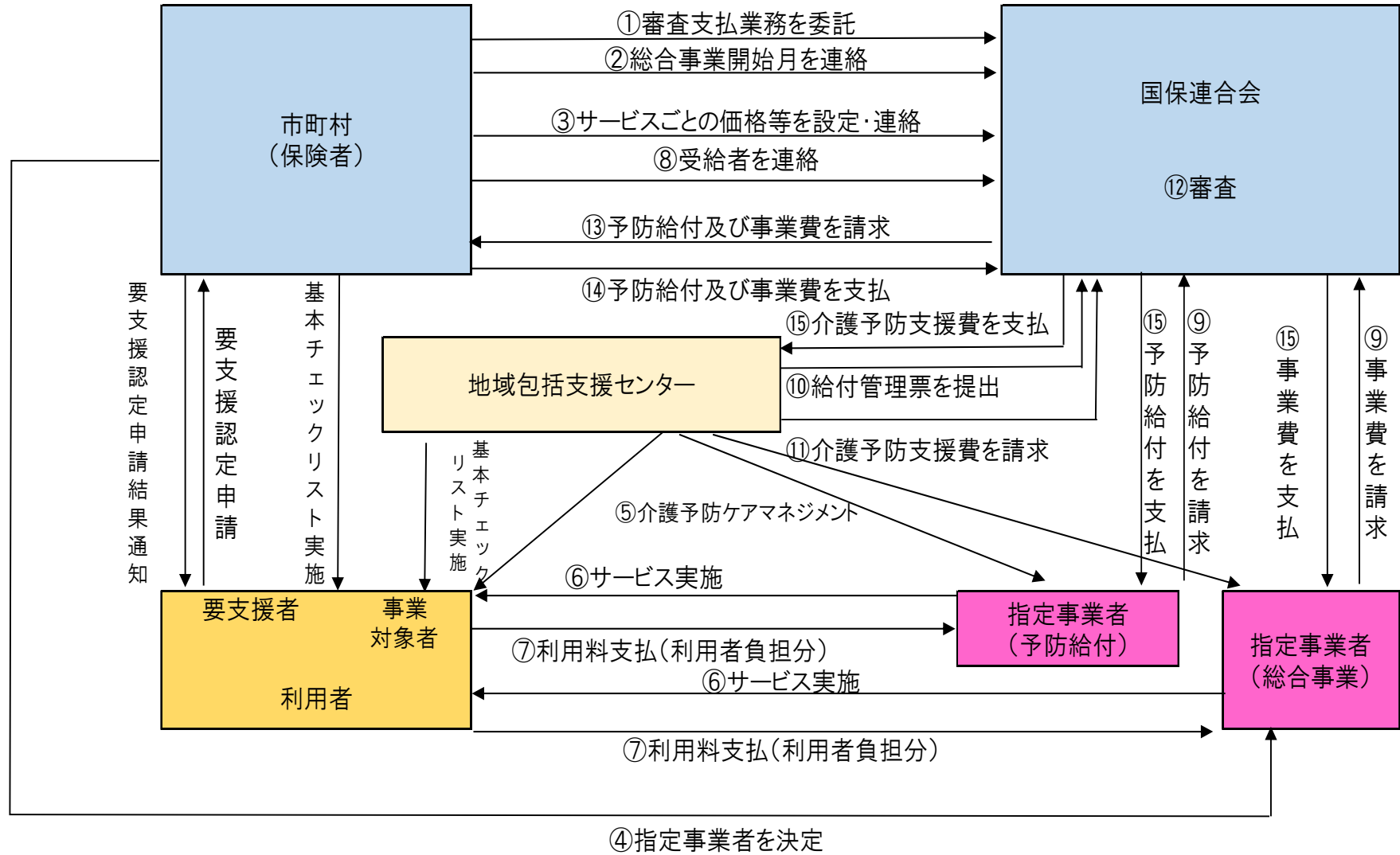
（１）利用者が事業のみを利用する場合



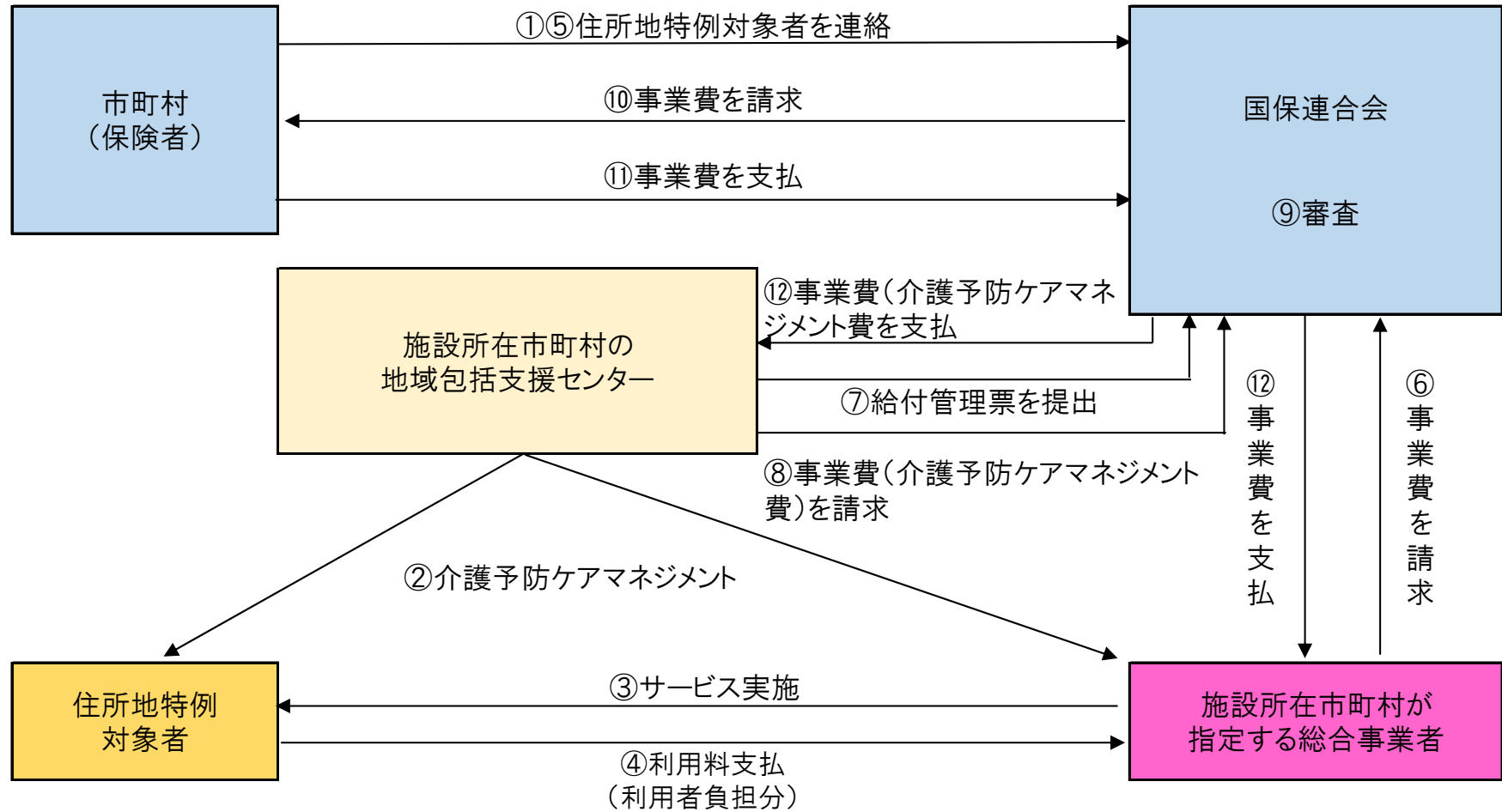
※⑪、⑮の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は要支援者は平成27年4月サービス分より、また事業対象者は平成29年4月サービス分より国保連合会を経由した支払が可能である。

なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



☑住所特例者に係る紀の川市と国保連合会の事務処理の流れ（指定事業者が請求する場合の流れ）



☑介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式体系一覧

現行				新体系<平成27年4月~>					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護予防・日常生活支援総合事業
第一	介護給付費請求書			第一	介護給付費請求書			<b>第一の二</b>	<b>介護予防・日常生活支援総合事業費請求書</b>
第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養	第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養	第二の三	<b>訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス</b>

現行				新体系<平成27年4月~>					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護予防・日常生活支援総合事業
第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護	第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護		
	生活介護 (短期利用)		応室共同生活介護 (短期利用)		生活介護 (短期利用)		応室共同生活介護 (短期利用)		
第六の七	特定施設入居者生活介護(短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)			第六の七	特定施設入居者生活介護(短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)				
第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	<b>第七の三</b>	<b>介護予防ケアマネジメント</b>
第八	介護福祉施設サー			第八	介護福祉施設サー				

## ■総合事業の委託（緩和された基準によるサービス・短期集中予防サービス）■

### ☑総合事業の委託

総合事業実施に当たって、訪問型（通所型）サービス A（緩和された基準によるサービス）・訪問型（通所型）サービス C（短期集中予防サービス）については、新たに紀の川市の事業委託を受ける必要があります。

### ☑委託契約の有効期間

契約の有効期間については、1年とします。ただし、仕様書に基づき提出いただいた書類についての有効期間は、6年とします。有効期間内に変更等が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

### ☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方（訪問型サービス A）	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した雇用労働者でサービス提供が可能 生活援助中心型研修の修了者（平成 30 年 10 月 1 日以降）	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供 生活援助サービスに限り、生活援助中心型研修の修了者（平成 30 年 10 月 1 日以降）
従業員の必要数	事業実施において必要数	常勤換算 2.5 人以上
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の資格	①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者（平成 30 年 10 月 1 日以降下記の要件を加えます） サービス提供責任者のうち、3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者を任用要件から廃止します。※ただし、現に従事している者については、平成 30 年度末まで経過措置を設ける。	
サービス提供責任者（訪問事業責任者）数	事業実施において必要数	利用者：常勤換算＝40：1

設備基準	従前の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1名以上（非常勤や兼任も可とする）	原則として専従常勤1人

	基準緩和の考え方（通所型サービスA）	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	従前の基準と同様 ※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。	
従業員の必要数	従事者～15人専従1人以上 15人～利用者1人に <u>0.1以上</u>	介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2以上
設備基準	従前の介護予防通所介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	専従1名以上（非常勤も可とする）	原則として常勤・専従1人以上

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。

また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご注意ください。

☑緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

<p><b>サービス内容</b></p>	<p>■生活援助中心型のサービス（身体介護や入浴介助は含まない）          例：調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等</p> <p>※上記例のような一般的な生活援助サービスを基本として、サービス提供を行ってください。          また、上記例以外でも、高齢者の状態像に合わせて多様な生活支援をすることで継続的な自立支援になるのであれば、サービスを提供可とすることもあるので、高齢介護課までご相談ください。</p> <p>■サービス提供時間／回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20分未満</li> <li>・20分以上 45分未満</li> <li>・45分以上（1時間程度のサービスを想定）</li> </ul> <p>■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にしてもらい、「できないことは」できるようになるように共同で取り組むこと。</p>
<p><b>対象者</b></p>	<p>要支援認定者及びサービス事業対象者</p>
<p><b>サービス提供の考え方</b></p>	<p>ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。</p>
<p><b>事業の実施方法</b></p>	<p>事業委託</p>
<p><b>人員基準</b></p>	<p>■管理者：常勤・専従 1 以上※①</p> <p>■訪問事業責任者※②：従事者のうち必要数</p> <p>■従事者※③：必要数          （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者※④、訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者※□）</p> <p>※①は支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼務に従事可能          ※②、③は、非常勤職員も可能          また、※②は、現行の予防給付の任用要件と同様          ※④は、市で実施予定。開催時期については確定次第委託事業者に連絡します。</p>

	※□は、平成 30 年 10 月 1 日より施行。
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>■必要な設備</li> </ul>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別サービス計画の作成</li> <li>■従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>■従事者または従事者であった者の秘密の管理</li> <li>■<u>事故発生時の対応</u></li> <li>■<u>廃止、休止の届出と便宜の提供</u></li> </ul> <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者
単価	1,000 円/回 ※20 分未満のサービス
	1,500 円/回 ※20 分以上 45 分未満のサービス
	1,860 円/回 ※45 分以上のサービス
単価設定の根拠	<p>指定介護予防訪問介護の介護報酬とする。  (算定単位は月額、1 単位：10 円)</p> <p>従前の介護予防訪問介護サービス費から算定基礎単価を算定。  (要支援 1 の報酬から算定 月額定額報酬 1,168 単位/月÷5 回÷233 単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■20 分未満のサービス  150 単位×0.67÷100 単位 ※介護給付の単位数になって算定  (単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも 100 単位)</li> <li>■20 分以上 45 分未満のサービス  186 単位×0.81÷150 単位 ※介護給付の単位数になって算定  (単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも 150 単位)</li> <li>■45 分以上のサービス  233 単位×0.8=186 単位 ※旧 3 級ヘルパー減算相当</li> </ul>



	(単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも186単位)
加算	<p>中山間地域におけるサービスの確保のため、地域を指定して加算を設ける市独自の加算を検討します。          ※サービス単価の15%を加算。          186単位×0.15÷28単位/回(紀の川市高齢者福祉事業の外出支援サービスの指定地域を想定)</p> <p>■指定地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・打田地区：神通、中畑、高野、五百谷</li> <li>・粉河地区：上勝神地区(勝神)、西川原、東川原、上鞆渚、中鞆渚、下鞆渚</li> <li>・那賀地区：葛谷地区(切畑)、中尾地区(平野)名手上、赤沼田</li> <li>・桃山地区：桃山町峯、桃山町中畑、桃山町垣内、桃山町畑野、桃山町野田原、桃山町脇谷、桃山町黒川、桃山町善田、桃山町大原</li> </ul>
	<p>介護職員処遇改善加算          国の基準に基づいて、加算します。</p>
減算	<p>■事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単価数の10%/回を減算します。          ■介護職員初任者研修課程を修了(介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者または看護師等の資格を有する者を除く。)した訪問事業責任者を配置している場合は、所定単価数の30%/回を減算します。</p>
単サービス上限回数	<p>Ⅰ 週1回程度(月5回まで)…事業対象者・要支援1・2          Ⅱ 週2回程度(月10回まで)…要支援1・2          Ⅲ 週3回まで…要支援2</p>
利用料(利用者負担)	<p>単価×1割相当          ※一定以上の所得者は、2割または3割相当          ※介護予防訪問介護相当サービスより安くなります。</p>
給付管理	対象外
事業者への支払	市で審査・支払(市へ直接請求)

☑緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

<p><b>サービス内容</b></p>	<p>■交流目的やレクリエーションを主体としたもので、閉じこもり、認知症、うつ予防など自立支援に資する通所サービス（入浴サービスは含まない）          ※セルフケアのできる体操（運動や口腔）等を取り入れ、生活の意欲向上に資するサービスを提供してください。</p> <p>■サービス提供時間 2時間以上 3時間未満          3時間以上          ※送迎時間は含まない</p> <p>■サービスの支援内容は、生活の意欲向上を高め、社会参加、活動的な生活が送れるよう、「生活の目標」を明確にし、支援すること。</p>
<p><b>対象者</b></p>	<p>要支援認定者及びサービス事業対象者</p>
<p><b>サービス提供の考え方</b></p>	<p>■閉じこもり、うつ等の状態像が見込まれるケース。          ■軽度認知機能障害（MCI）の状態像が見込まれるケース。</p>
<p><b>事業の実施方法</b></p>	<p>事業委託</p>
<p><b>人員基準</b></p>	<p>■管理者：常勤・専従 1 以上※          ■従事者：～15 人に専従 1 以上、          15 人を超える場合は、利用者 1 人に必要数（利用者 10 人に 1 人を想定）          ※は、業務に支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼務に従事可能。</p> <p>管理者もしくは従事者について、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、また、機能訓練指導員など通所型サービスを行う際に必要な能力を有すると認められる者を配置してください。</p>
<p><b>設備基準</b></p>	<p>■サービスを提供するために必要なスペース（3㎡×利用定員以上）          ■消火設備その他の非常災害に必要な設備          ■その他の必要な設備</p>

運営基準	<p>■個別サービス計画の作成</p> <p>■従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等</p> <p>■事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等</p> <p>※下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
単価	<p>2,300 円／回 ※2 時間以上 3 時間未満のサービス</p> <p>2,790 円／回 ※3 時間以上</p>
単価設定の根拠	<p>指定介護予防通所介護の介護報酬とする。(算定単位は 1 回、1 単位：10 円)</p> <p>要支援 1 月額定額報酬 1,647 単位／月÷5 回÷329 単位</p> <p>■3 時間以上のサービス</p> <p>329 単位－50 単位＝279 単位</p> <p>※入浴介助分を減算 50 単位</p> <p>■2 時間以上 3 時間未満のサービス</p> <p>329 単位×0.7÷230 単位</p> <p>※介護給付の 2 時間以上 3 時間未満の通所介護サービスを行う場合の取扱いに準じる。</p> <p>I 通所型サービス 1：事業対象者・要支援 1（週 1 回程度）</p> <p>II 通所型サービス 2：事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 2 回程度）</p> <p>※ 上記 I 及び II とともに単位は、各サービス時間単位の通り</p>
加算	<p>介護職員処遇改善加算</p> <p>国の基準に基づいて、加算します。</p>
減算	<p>■事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、所定単価数の 750 円／回を減算します。</p> <p>■定員超過・人員基準欠如については、1 回につき所定の単位数に 30／100 を乗じた額を減算します。</p>
利用料（利用者負担）	<p>単価×1 割相当（昼食代は別途自己負担）</p> <p>※一定以上の所得者は、2 割または 3 割相当</p> <p>※介護予防通所介護相当サービスより安くなります。</p>

給付管理	対象外
単サービス上限回数	<p>月 10 回まで（ケアマネジメントによる）</p> <p>I 通所型サービス 1：事業対象者・要支援 1（週 1 回まで）</p> <p>II 通所型サービス 2（注 1）：事業対象者・要支援 1・2（週 2 回まで）</p> <p>注 1 利用対象者が「事業対象者」、「要支援 1」の場合、「紀の川歩-てくてく-体操（事業所版）」を導入し、少なくとも体力測定を年 1 回実施し、その結果を高齡介護課へ提出することが条件となります。</p> <p>※必ず各区分に設けられている上限回数のサービスを受けなければならないということはありません。利用者の状態像に合わせて、回数を調整してください。</p>
事業者への支払	市で審査・支払（市へ直接請求）

#### ☑短期集中予防サービス（訪問型サービス C）

サービス内容	<p>■専門職が、その者の居宅を訪問して、生活機能の向上のための日常生活行為、動作のアセスメントを行い、必要な相談、支援を行います。</p> <p>■対象となる利用者の状態像は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・健康管理の維持、改善が必要なケース</li> <li>・閉じこもりに対する支援が必要なケース</li> <li>・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul> <p>■サービス提供時間→20 分以上／回（リハビリ提供時間のみ）</p>
対象者	<p>要支援認定者及びサービス事業対象者</p> <p>※サービス事業のみの利用者に限ります。</p>
サービス提供の考え方	<p>■要支援認定者及び事業対象者で上記の状態像で、専門職が日常生活行為、動作のアセスメントを行い、短期集中的に、必要な相談、支援を行うことで、改善が見込まれるケース</p> <p>■併用できるサービス事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業</li> </ul>

	<p>(基本的には一般介護予防事業の利用につなげられるような、短期集中サービスを提供してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和した基準による通所(訪問)型サービス</li> </ul>
事業の実施方法	事業委託
人員基準	<p>保健・医療の専門資格を有する者</p> <p>(保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)</p>
設備基準	必要な設備、備品(指定介護予防訪問リハビリテーションの基準を参考にしてください。)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別サービス計画の作成</li> <li>■従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等</li> <li>■事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等</li> </ul> <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
期間	<p>原則3ヵ月以内</p> <p>※3ヵ月を超えてサービスを提供する場合は、理由付けをして6ヵ月まではサービスを延長することができます。また、サービスの再利用等協議が必要な場合は、個別に協議します。</p>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■3ヵ月まで : 基本単価 5,000円/回(20分以上)</li> <li>■4ヵ月～6ヵ月: 基本単価 3,000円/回(20分以上)</li> </ul>
委託料設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■3ヵ月まで            現行の指定介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬単位を基準に設定。(1単位:10円)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本単位 302単位/回</li> <li>・短期集中リハビリテーション加算相当 200単位/日</li> </ul>           ∴1回の単位については、500単位とする。         </li> <li>■4ヵ月～6ヵ月            現行の指定介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬単位を基準に設定。(1単位:10円)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本単位 302単位/回</li> </ul>           ∴1回の単位については、300単位とする。(短期集中リハビリテーション加算相当を減算)         </li> </ul>

減算	■事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単価数の 10%/回を減算します。
単サービス上限回数	2 回/週（ケアマネジメントによる） ※1 日 1 回の利用を想定しています。
利用料（利用者負担）	無料
給付管理	対象外
事業者への支払	市で審査・支払（市へ直接請求）

☑短期集中予防サービス（通所型サービス C）

サービス内容	<p>■ 生活機能向上型の短期集中通所介護 （通所により、専門職の指導を受けながら、集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うサービスです。）</p> <p>①運動機能、身体機能向上を目的としたサービスの提供 ※ストレッチ、全身運動、筋力向上プログラム 等</p> <p>②生活機能向上を目的としたサービスの提供 ※専門職の訪問による生活機能評価、生活指導 （評価は毎月行ってください。）</p> <p>サービスの支援内容は、生活の意欲向上を高め、社会参加、活動的な生活が送れるよう、「生活の目標」を明確にし、支援すること。</p> <p>■ サービス提供時間 2 時間程度 ※送迎時間は含まない</p> <p>■ 専門職とは、PT・OT・ST 等のリハビリ専門職</p>
対象者	<p>■ 要支援認定者及びサービス事業対象者 ※サービス事業のみの利用者に限ります。</p>

サービス提供の考え方	<p>要支援認定者及び事業対象者で、通所により、専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うことで、改善、維持が見込まれるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 併用できるサービス事業の類型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般介護予防事業 (基本的には一般介護予防事業の利用につなげられるような、短期集中サービスを提供してください。)</li> </ul> </li> </ul>
事業の実施方法	事業委託
人員基準	<p>保健・医療の専門資格を有する者 (保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等) ※補助的に専門資格を有さない者がサービスを提供する場合は、専門職の指導のもとであれば、サービス提供可能。ただし、評価に関しては、専門職が行ってください。</p>
設備基準	必要な設備、備品(指定介護予防通所リハビリテーションの基準を参考にしてください。)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別サービス計画の作成</li> <li>■ 従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等</li> <li>■ 事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等</li> </ul> <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
期間	<p>原則 3 カ月以内 ※3 カ月を超えてサービスを提供する場合は、理由付けをして 6 カ月まではサービスを延長することができます。また、サービスの再利用等協議が必要な場合は、個別に協議します。</p>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3 カ月まで サービス事業対象者・要支援 1 : 20,000 円/月 要支援 2 : 39,000 円/月</li> <li>■ 4 カ月～6 カ月 サービス事業対象者・要支援 1 : 12,000 円/月 要支援 2 : 23,400 円/月</li> </ul>

<b>委託料設定の根拠</b>	<p>現行の指定介護予防通所リハビリテーションの介護報酬単位を基準に設定。(1 単位：10 円)</p> <p>■3 ヶ月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本単位 要支援 1：1,812 単位/月 要支援 2：3,715 単位/月</li> <li>・運動器機能向上加算相当 225 単位/月</li> </ul> <p>∴1 月の単位については、</p> <p>サービス事業対象者・要支援 1：2,037 単位≒2,000 単位 要支援 2：3,940 単位≒3,900 単位</p> <p>■4 ヶ月～6 ヶ月 3 ヶ月までの単価の 6 割相当</p> <p>※4 ヶ月～6 ヶ月訪問サービスCの委託料が 4 割減としているため、それにならって通所サービスCも 4 割減で算定する。</p>
<b>減算</b>	<p>■事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、下記の単価数を減算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者・要支援 1：3,760 円/月</li> <li>・要支援 2：7,520 円/月</li> </ul> <p>■定員超過・人員基準欠如については、1 回につき所定の単位数に 30/100 を乗じた額を減算します。</p>
<b>利用料（利用者負担）</b>	<p>無料</p>
<b>単サービス上限回数</b>	<p>週 1 回以上（ケアマネジメントによる）</p>
<b>給付管理</b>	<p>対象外</p>
<b>事業者への支払</b>	<p>市で審査・支払（市へ直接請求）</p>



## ■サービスコード■

委託事業者による訪問型（通所型）サービス A、訪問型（通所型）サービス C の提供に係るサービスコードについては、下記を確認してください。（1 単位：10 円）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
K1	1111	訪問型サービス A (I) ①	訪問型サービス (独自) (I)	事業対象者・ 要支援 1・2 (週 1 回程度) (月 5 回まで)	20 分未満のサービス	100	1 回に つき
K1	1112	訪問型サービス A (I) ②			20 分以上 45 分未満のサービス	150	
K1	1113	訪問型サービス A (I) ③			45 分以上のサービス	186	
K1	2111	訪問型サービス A (II) ①	訪問型サービス (独自) (II)	要支援 1・2 (週 2 回程度) (月 10 回まで)	20 分未満のサービス	100	1 回に つき
K1	2112	訪問型サービス A (II) ②			20 分以上 45 分未満のサービス	150	
K1	2113	訪問型サービス A (II) ③			45 分以上のサービス	186	
K1	3111	訪問型サービス A (III) ①	訪問型サービス (独自) (III)	要支援 2 (週 3 回まで)	20 分未満のサービス	100	1 回に つき
K1	3112	訪問型サービス A (III) ②			20 分以上 45 分未満のサービス	150	
K1	3113	訪問型サービス A (III) ③			45 分以上のサービス	186	
K1	4111	訪問型サービス A 処遇改善加算 I	介護職員 処遇改善加算	(1) 介護職員 処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000 加算		1 月に つき
K1	4112	訪問型サービス A 処遇改善加算 II		(2) 介護職員 処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000 加算		
K1	4113	訪問型サービス A 処遇改善加算 III		(3) 介護職員 処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000 加算		
K1	4114	訪問型サービス A 処遇改善加算 IV		(4) 介護職員 処遇改善加算 (IV)	(2) で算定した単位数の 90% 加算		
K1	4115	訪問型サービス A 処遇改善加算 V		(5) 介護職員 処遇改善加算 (V)	(2) で算定した単位数の 80% 加算		

K1	5111	中山間地域加算	中山間地域加算(独自)	紀の川市で定める指定地域		28	1回につき
K1	6111	同一建物減算①	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合		所定単位数 ×90%①	90	1回につき
	6112	同一建物減算②			所定単位数 ×90%②	135	
	6113	同一建物減算③			所定単位数 ×90%③	167	
K1	7111	訪問事業責任者体制の減算①	介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合		所定単位数 ×70%①	70	1回につき
	7112	訪問事業責任者体制の減算②			所定単位数 ×70%②	105	
	7113	訪問事業責任者体制の減算③			所定単位数 ×70%③	130	
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
K2	1111	通所型サービスA(I)①(1単位目)	通所型サービス(独自)(I)	事業対象者(週1回程度)要支援1・2(週1回)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	1112	通所型サービスA(I)②(1単位目)			3時間以上	279	
K2	1113	通所型サービスA(I)①(2単位目)	通所型サービス(独自)(I)	事業対象者(週1回程度)要支援1・2(週1回)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	1114	通所型サービスA(I)②(2単位目)			3時間以上	279	
K2	1115	通所型サービスA(I)①(3単位目)	通所型サービス(独自)(I)	事業対象者(週1回程度)要支援1・2(週1回)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	1116	通所型サービスA(I)②(3単位目)			3時間以上	279	
K2	1117	通所型サービスA(I)①(4単位目)	通所型サービス(独自)(I)	事業対象者(週1回程度)要支援1・2(週1回)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	1118	通所型サービスA(I)②(4単位目)			3時間以上	279	
K2	2111	通所型サービスA(II)①(1単位目)	通所型サービス(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき

K2	2112	通所型サービスA(Ⅱ)② (1単位目)		(週2回程度)	3時間以上	279	
K2	2113	通所型サービスA(Ⅱ)① (2単位目)	通所型サービス(独自)(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	2114	通所型サービスA(Ⅱ)② (2単位目)			3時間以上	279	
K2	2115	通所型サービスA(Ⅱ)① (3単位目)	通所型サービス(独自)(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	2116	通所型サービスA(Ⅱ)② (3単位目)			3時間以上	279	
K2	2117	通所型サービスA(Ⅱ)① (4単位目)	通所型サービス(独自)(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度)	2時間以上3時間未満のサービス	230	1回につき
K2	2118	通所型サービスA(Ⅱ)② (4単位目)			3時間以上	279	
K2	3111	通所型サービスA 処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		1月につき
K2	3112	通所型サービスA 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
K2	3113	通所型サービスA 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
K2	3114	通所型サービスA 処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の90%加算		
K2	3115	通所型サービスA 処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の80%加算		
K2	4111	同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			-75	1回につき
K2	5111	定員超過1①	事業対象者・要支援1		所定単位数 ×70%	161	1回につき
K2	5112	定員超過2②	要支援2		所定単位数 ×70%	195	1回につき
K2	5113	人員基準欠如1①	事業対象者・要支援1		所定単位数 ×70%	161	1回につき
K2	5114	人員基準欠如2②	要支援2		所定単位数 ×70%	195	1回につき

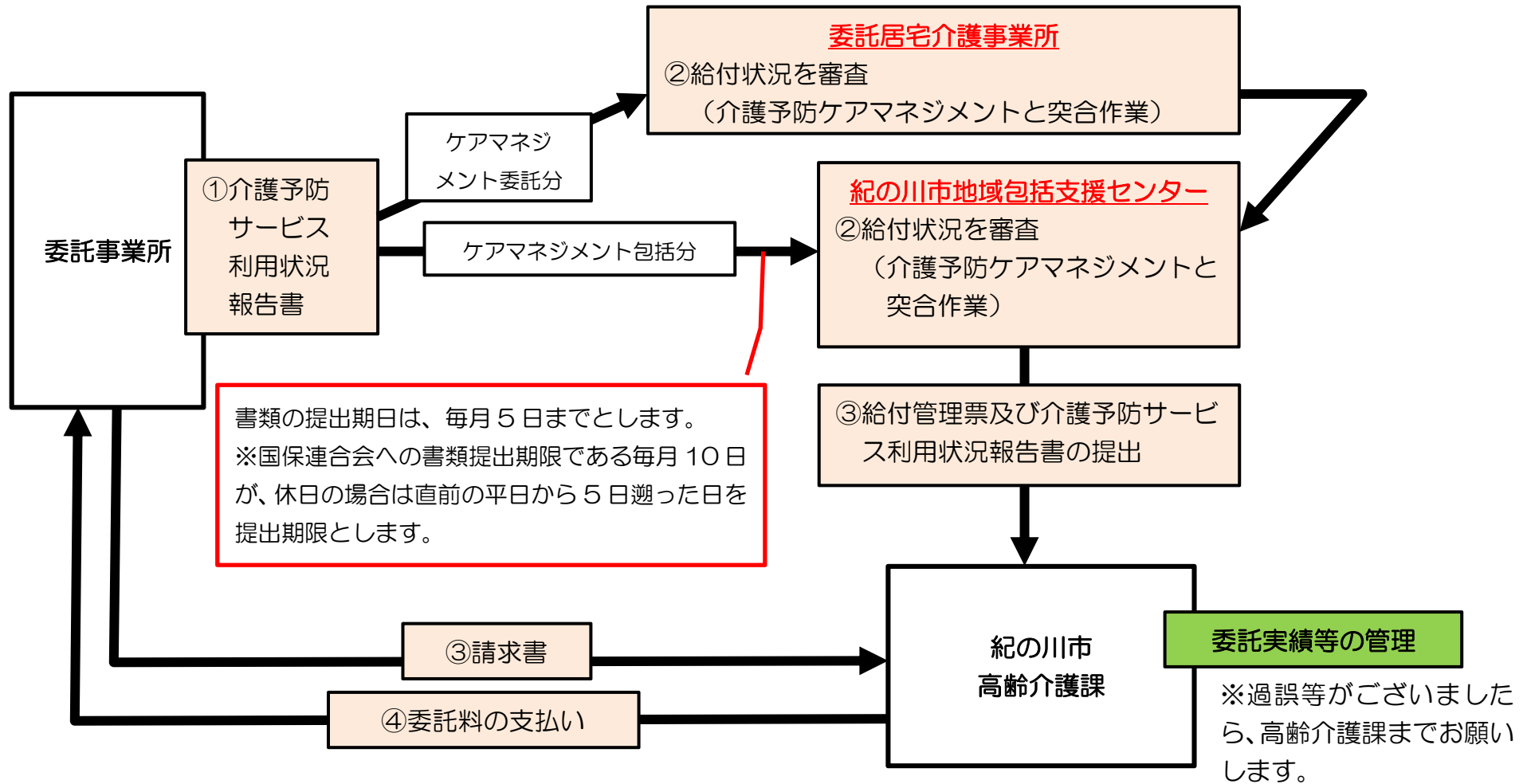
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
K3	1111	訪問型サービスC①	短期集中訪問型サービス(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回まで)	20分以上(利用開始から3ヵ月まで)	500	1回につき
K3	2111	訪問型サービスC②	短期集中訪問型サービス(独自)		20分以上(4ヵ月から6ヵ月まで)	300	1回につき
K3	3111	同一建物減算①	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数 ×90%(利用開始から3ヵ月まで)	450	1回につき
	3112	同一建物減算②			所定単位数 ×90%(4ヵ月から6ヵ月まで)	270	
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
K4	1111	通所型サービスC(I)①	短期集中通所型サービス(独自)(I)	事業対象者・要支援1	週1回以上(利用開始から3ヵ月まで)	2,000	1月につき
K4	1112	通所型サービスC(I)②			週1回以上(4ヵ月から6ヵ月まで)	1,200	
K4	2111	通所型サービスC(II)①	短期集中通所型サービス(独自)(II)	要支援2	週1回以上(利用開始から3ヵ月まで)	3,900	1月につき
K4	2112	通所型サービスC(II)②			週1回以上(4ヵ月から6ヵ月まで)	2,340	
K4	3111	同一建物減算1①	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合 ※事業対象者・要支援1			-376	1月につき
K4	3112	同一建物減算2②	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合 ※要支援2			-752	1月につき
K4	5111	定員超過1①	事業対象者・要支援1		所定単位数 ×70%(利用開始から3ヵ月まで)	1,400	1月につき
	5112	定員超過2①	要支援2		所定単位数 ×70%(利用開始から3ヵ月まで)	2,730	
	5113	定員超過1②	事業対象者・要支援1		所定単位数 ×70%(4ヵ月から6ヵ月まで)	840	

	5114	定員超過 2②	要支援 2	所定単位数 ×70% (4ヵ月から6ヵ月まで)	1,638	
K4	6111	人員基準欠如 1①	事業対象者・要支援 1	所定単位数 ×70% (利用開始から3ヵ月まで)	1,400	1月につき
	6112	人員基準欠如 2①	要支援 2	所定単位数 ×70% (利用開始から3ヵ月まで)	2,730	
	6113	人員基準欠如 1②	事業対象者・要支援 1	所定単位数 ×70% (4ヵ月から6ヵ月まで)	840	
	6114	人員基準欠如 2②	要支援 2	所定単位数 ×70% (4ヵ月から6ヵ月まで)	1,638	

### ■事業所委託・審査の流れ■

委託事業者による訪問型（通所型）サービス A・C の提供に係るサービス費の請求については、紀の川市へ請求してください。紀の川市で、審査され各事業者に支払われます。

■請求方法について■



## ■変更届について■

### ☑変更届の提出先（指定事業）

指定権者（紀の川市）へお願いします。

他市町村の被保険者がいる場合には、他市へも変更届を提出する必要があります。

### ☑変更届の提出先（委託事業）

委託事業に係る仕様の変更届は、委託者（紀の川市）へお願いします。

### ☑変更届の様式

様式は紀の川市ホームページに掲載しています。

## ■ サービス利用の上限と利用者負担について ■

### ■ 区分支給限度額 ■

利用者区分	サービス利用例	ケアマネジメントの種類	支給限度額 (1 ヶ月)
事業対象者	事業（訪問系）のみ	介護予防ケアマネジメント	50,030 円
	事業（通所系）のみ		
	事業（介護予防訪問介護相当+介護予防通所介護相当）		
要支援 1	給付のみ	介護予防支援	50,030 円
	給付+事業（介護予防訪問介護相当）		
	給付+事業（介護予防通所介護相当）		
	事業（介護予防訪問介護相当+介護予防通所介護相当）	介護予防ケアマネジメント	
要支援 2	給付のみ	介護予防支援	104,730 円
	給付+事業（介護予防訪問介護相当）		
	給付+事業（介護予防通所介護相当）		
	事業（介護予防訪問介護相当+介護予防通所介護相当）	介護予防ケアマネジメント	



## ■要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係■

※事業対象者が介護保険を申請し、認定結果が「非該当」もしくは「要支援」となった場合

利用サービス	認定結果		要支援認定者
	費用請求区分	非該当者（事業対象者）	
給付のみ	給付サービス費	全額自己負担	予防給付
	ケアマネジメント費	事業	予防給付
給付と事業を併用	給付サービス費	全額自己負担	予防給付
	事業費（現行相当サービス・緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）	事業	事業
	ケアマネジメント費	事業	予防給付
事業のみ	事業費（現行相当サービス・緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）	事業	事業
	ケアマネジメント費	事業	事業

（注）上記は、それぞれの指定（委託）を受けていることが前提。

月の途中で対象区分に変更がある場合は、月末における対象区分に応じたケアマネジメント費で算定するものとする。

## ■要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係■

※事業対象者が介護保険を申請し、認定結果が「要介護」となった場合

※介護保険申請日から認定日前日までのサービス費の支払い方法

利用サービス	費用請求区分		申請日まで遡って要介護として取り扱う場合	申請日から認定日の前日まで事業対象者として取り扱う場合
給付のみ	給付サービス費		介護給付	
	ケアマネジメント費			
給付と事業を併用	①	給付サービス費	介護給付	
		事業費（現行相当サービス）		
		ケアマネジメント費		
	②	給付サービス費	介護給付	<u>全額自己負担</u>
		事業費（緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）	<u>全額自己負担</u>	事業
		ケアマネジメント費	介護給付	事業
事業のみ	①	事業費（現行相当サービス）	介護給付	事業
		ケアマネジメント費		
	②	事業費（緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）		事業
		ケアマネジメント費		

(注) 現行相当サービスのみ、「介護給付」もしくは「事業」のいずれかを選択できる。

利用者に自己負担が生じないように、各事業者間の連携を密にしてください。また、判断が難しい場合は、保険者にも相談してください。

最後にくどいようですが…

## ■ ■ 行政と介護事業所が同じ目線で地域づくり ■ ■

### ■ セルフケア重視の行政サービス ■

#### ☑ 住み慣れた紀の川市でいつまでも

地域住民が自発的に交流でき、高齢者の身体活動や心の健康保持、社会参加の促進にバランスよく働きかけるには、集会所等で運動を基本とした住民主体の交流拠点等を数多く市内に創設し、住民主体でその活動を継続することが重要です。

紀の川市では、一般介護予防事業を通じて住民主体の活動拠点を数多く創設しています。(約70カ所)

また、紀の川市社会福祉協議会に登録した地域のボランティアが主体となり、サロンも創設されています。(約50カ所)

生活拠点はあくまで「自宅」です。このような運動拠点やサロン等の地域資源が生活の刺激になり、活動量を上げ、自分らしくいきいきと在宅生活が続けられることにつながります。事業所の皆さんもこういった資源を把握し、公共サービスの提供だけでなく、非公共サービスの活用も念頭において地域のつながり重視のサービス提供に努めてください。

#### ☑ 総合事業と社会資源のつながり

介護予防事業とは、要介護状態となることを防ぐことやそういった状態であっても重度化しないようにすることを目的として、サービスの提供や住民それぞれが自発的にセルフケアを行える環境づくりを行う事業です。基本的には、機能の維持や改善を目的として、サービスが提供されなければなりません。

紀の川市としては、高齢者の状態像に合わせたサービスが提供され、最終的には公共サービスを卒業し、セルフケアが継続できるよう介護予防・日常生活支援総合事業と社会資源とのつながりを強化していきます。

今後、自治体だけではなく医療機関や福祉事業所、各種団体等の地域資源が同じ目的を共有し、つながり、協働することが重要です。

☑総合事業活用のイメージ ※一般介護予防事業の充実

